861
80
1

関東を主とする 酒造関係資料雑纂

上野図書館

三十二

三十二

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

國立圖書館藏

國立圖書館
昭和 24. 3. 29
寄贈

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

二百十

代金相渡申候

右之通相違無之候、万一不届之儀有之候ハヽ、何様之儀ニ成共、拙者ニ而相済申候、為後日証文仍而如件

寅年十月　佐倉藩中分領東金代官　[illegible]

[illegible]

宝暦元年　未極月十五日

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

質地賣渡申田之事

一下々田九畝拾六
下田七畝拾六
合壱反六畝廿八
代金拾壱両

一親米并相済其当申御上納
指詰ニ付此度代金性ニ請取右之
賣地ニ相違無之実ニ当申十二月ゟ丗十二月迄
作毛ニ而相定申
一御公儀様御年貢并諸役ニ而掛物不足其ニ而御上
納之為ニ拾物拾俵借金ニ而
お入申候ニ付右之
作毛ニ而相極申丗十二月中ニ
金返済ニ而
申ニ付
申ニ付
申ニ付

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

一同村下印旛
印旛郡成田村

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

備用中令子之事

一令[illegible]　但文字令也

無出入上都喜反之明下所々下細書所下

右之御年貢ニ和張ニ無拠備用中而寄也

五海之儀ニ来ル十二月之ニ而ハ五海ニ

可仕ハ百一相渡ハ右出入相渡之事ハ

乃ハ御名加判如件

明和二年　戌

二月

かち町

喜左衛門

右之通相違無之候ハ御名加判而如件

名名

市左衛門

[illegible]

備用

請人　[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

借用中金子之事

今日金子出借之事

但文小判

右之金子当亥歳公丑迄十六歳底借用中處
実ニ以上迄返済成者毎年十二月晦日限令相対毎宛
去年歳義無相違急度返済一日ニ為後日借用
記文如何ゟ作

明和四年
亥ノ十二月

上別駿林所加治所
借主 [illegible]

須賀屋伝[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

為五諸義定説之事

一此度共後御屋費借御酒造商賣
相始ニ付共後方ニ付右和向賣ニ付出来合
ニ付後方熟談之上相調中ニ受相違ニ
出来ニ付依之ニ来勘定合却ニ付紙法ニ
在之通相違ニ付ヲ雑ニ

一杜氏御金壱ヶ斗並合之通金指戴為
和杜氏没ニ付勤ニ付和杜氏も相抱
ふ中和方ニ付右御金御五ヶ中極

一惣ニ付勘定之義も出金ニ付剣以
勘定ニ付立ニ事

一賣ニ付貸先ニ付も右出金ニ付剣以
双方金子出合置ニ中ニ事

一双方苦酒或ハ去木謙底ニ付義
一或ハ御ニ付右商ニ付剣勘定合相加
ニ中ニ事
但シ来方ニ付苦酒ニ付義ニ付酒代相拂
勘定ニ付音極メ

但右之紙都ニ性面双方立合折ニ付段ニ

勘定ニ相違ハ事

一 賣日貸先ニ而も 右出金之事劉 外

双方金子出合置ニ中ハ事

一 双方吉酒或ハ大木樣底ニ和藤

一 或川 諸ニ右商之劉 勘定合相加

ニ中ハ事

但シ家方ニ而も吉酒ニ而も 蔵ニ酒代相拂

勘定ニ相違ハ

但右之紙都ニ性面双方立合拂ニ相違ハ

右之通相極ハ上ハ如何双方無違礼

相用縱指ヶ年過相乗ハ仕ニ貸先ニ渡り物ニ而も 右金之事劉

川分ニ中ハ事為後ニ定諸文為

元智ヶ雲仍如件

播州小仕家村
蔵借主 十井兵衛

小川宿
諸文 永兵衛

安永八年

亥八月

舘林藩次郎
兵衛 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

館林藩旧蔵

一 酒造 二百七拾七軒
　　此高四百七拾七石
　　外ニ
　　新造 壱ヶ所
　　右之通酒造稼
　　井戸 有
　　酒造道具一式

右之外、枝郷上七屋野高大坂甚七郎ト申者、慶安元年ゟ酒造稼仕候ニ付、此高ニ
　　此分
　　新造之内、前書ニ無之候得共、寛文

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

天明二年
寅八月

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

定

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

定

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

19908

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

861
8
1

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

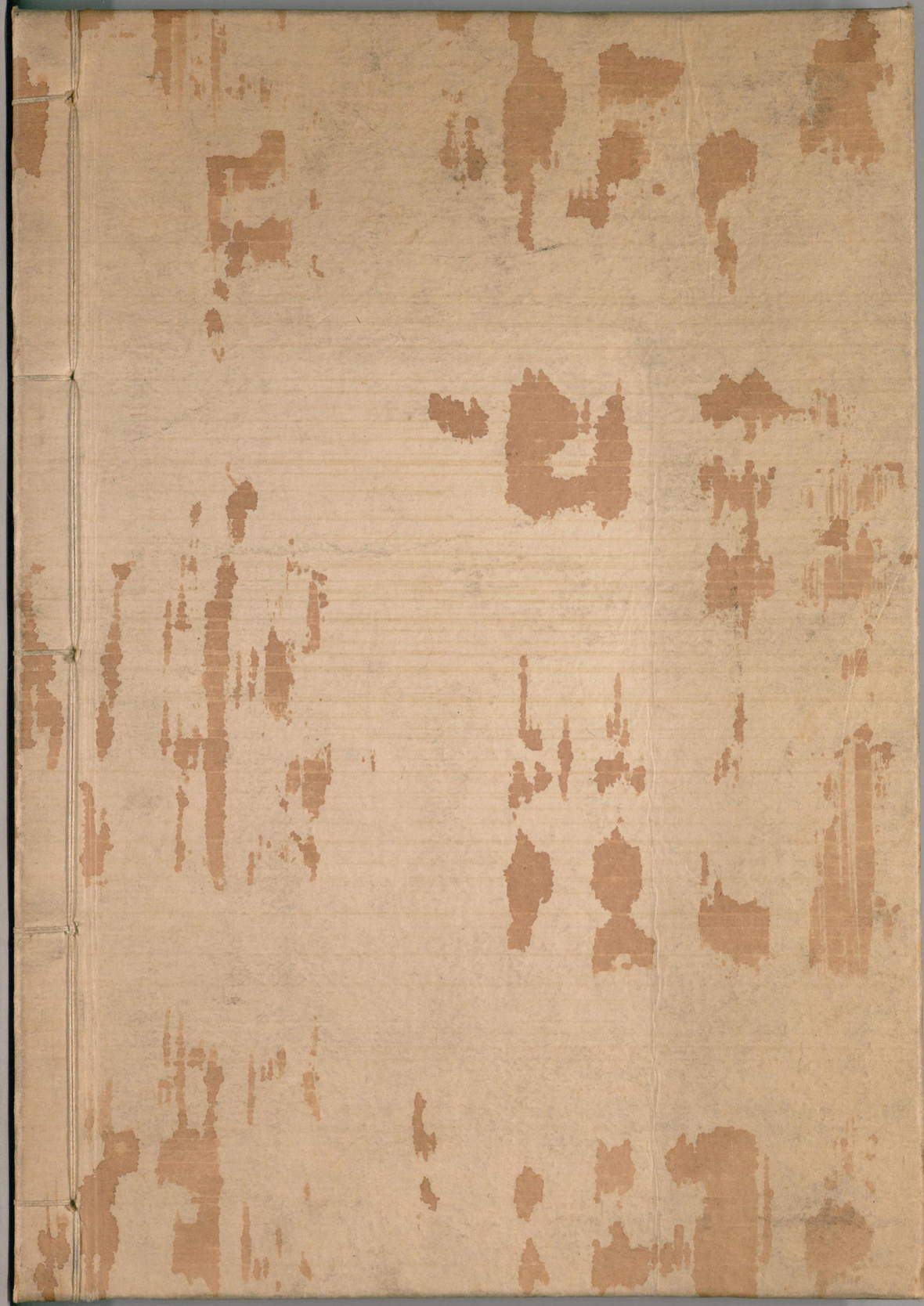

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用